

# 出張の移動時間は時間外労働になる？

## 【質問】

仕事で出張するときに早朝に出発したり、深夜に帰ってくる場合があります。  
また、休日に出張先へ移動しなければならない時もあります。出張の移動時間は時間外労働になりますか？

## 【答え】

労働時間とは労働者が使用者の指揮監督下にある時間を言います。実際に仕事をした時間のほかに手待ち時間(次の仕事に備えて待機している時間)や仮眠時間も含まれます。

出張先への移動時間についての裁判例によると「出張の際の往復に要する時間は、労働者が日常の出勤に費やす時間と同一性質であると考えられるから、右所要時間は労働時間に算入されず、したがってまた時間外労働の問題は起こり得ないと解するのが相当である。」(日本工業検査事件(横浜地裁川崎支部 昭和49.1.26)とするものがあります。

通勤時間と同様、移動中に業務を命じられておらず、自由に使うことが出来る場合は労働時間に含まれず、移動時間が早朝や深夜であっても時間外労働にはなりません。ただし、出張の目的が物品の運搬自体であるとか、物品の監視等について特別な指示がなされているとか、会社所有の車で、同僚を乗せて行ったりする場合は労働時間として取り扱う必要があります。

また、休日の出張先の移動時間について労働基準法の解釈例規では「出張中の休日はその日に旅行する等の場合であっても、旅行中における物品の監視等別段の指示がある場合の外は休日労働として取り扱わなくても差支えない。」(昭和23年3月17日基発461号、昭和33年2月13日基発90号)としていることから、たとえば月曜日の朝一番に東京で仕事があるので日曜日の夜に出発したとしても、日曜日の移動時間は労働時間になりません。

出張のために移動する時間は労働しているわけではありませんが、その時間中は交通機関を利用するために拘束されているとも考えられ、会社によっては、その拘束の代価として出張手当や日当を支給している場合がありますので、会社の規定を確認してみましょう。

## 【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 出張の移動時間は基本的に労働基準法上の労働時間にはなりません。
- ❖ 出張手当や日当の支給については会社の規定を確認してみましょう。